

東御市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要）

計画の位置付け

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東御市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもの。

対象とする感染症

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。（鳥インフルエンザは特措法対象外）

対策の基本方針

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - (1) 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造の時間を確保
 - (2) 流行のピーク時の患者数を少なくし、医療体制への負荷を軽減
 - (3) 適切な医療の提供により、重症者や死亡者を減少
- 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - (1) 地域での感染対策等により、患者や欠勤者を減少

本市の流行規模・被害想定

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いて想定。（全人口の25%が罹患する場合）

市の人口	30,000人	
医療機関受診患者数（%は人口比・以下同じ）	3,060人（10.2%）～5,850人（19.5%）	
重症度	中等度※1の場合	重度※2の場合
入院患者数（上限）	120人（0.4%）	480人（1.6%）
死亡者数（上限）	30人（0.1%）	150人（0.5%）
1日当たりの最大入院患者数※3	30人（0.1%）	90人（0.3%）

※1 中等度：アジア・インフルエンザ並みの致命率0.53%

※2 重度：スペイン・インフルエンザ並みの致命率2.0%

※3 流行が8週間続くと仮定した場合

発生段階

発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

発生段階(国)	発生段階(県・市)	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 (※)	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期 (※)	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が確認できなくなった状態
	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、政府対策本部が「新型インフルエンザ等緊急事態」を宣言

対策推進のための主な役割分担

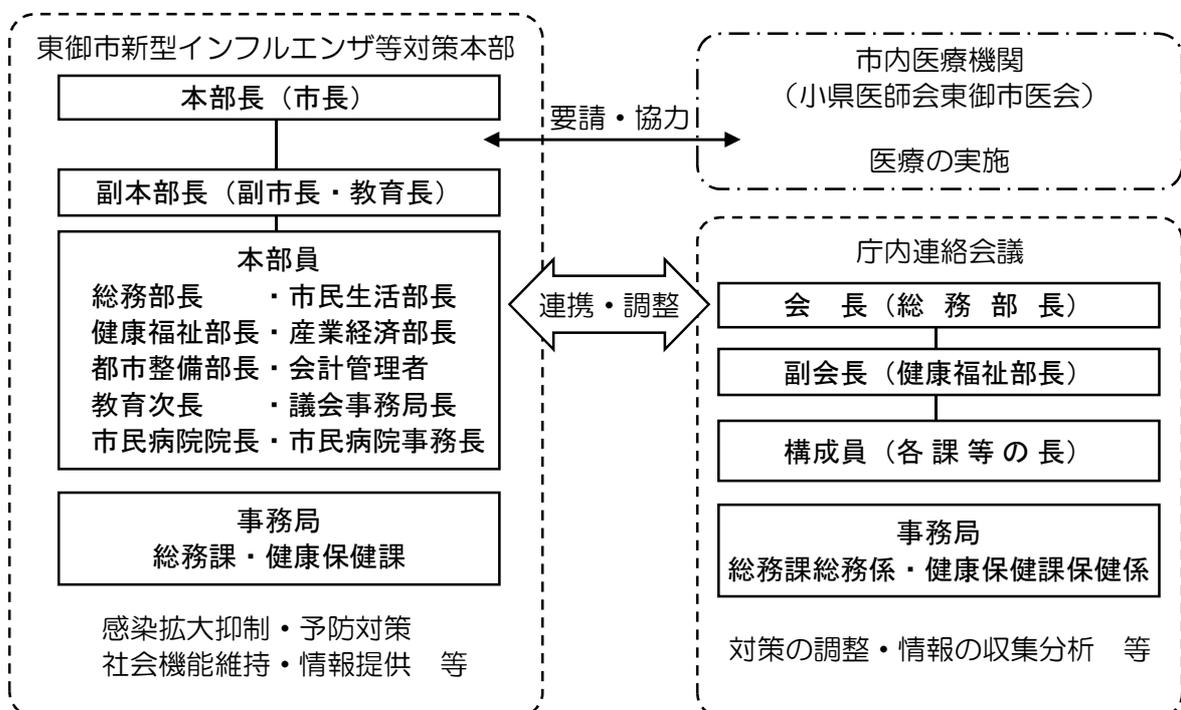
- 1 国 : 検疫、プレパンデミックワクチンの製造備蓄、ワクチンの確保・供給等自らの対策を実施するほか、地方公共団体が実施する対策を支援
- 2 県 : 対策の実施主体と中心的な役割を担い、学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示、臨時の医療施設の開設、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示等を実施
- 3 市 : 県が実施する対策に協力するほか、住民へのワクチンの接種、要援護者の生活支援及び埋火葬等を実施
- 4 医療機関 : 院内感染症対策、医療資機材の確保、医療の提供
- 5 事業者 : 職場における感染対策、感染防止措置等
- 6 市民 : 個人レベルでの感染対策、食料品・生活必需品の備蓄等

行動計画の主要7分野 →別紙「発生段階に応じた主要7分野の主な対策」参照

1 実施体制

全庁的・全市的な危機管理の問題として、東御市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長、構成員：各部署局長）等を設置し、国・県・事業者等と相互に連携を図り対策に取り組む。

《実施体制図》



※対策本部は、政府対策本部及び県対策本部が設置された際（海外発生期）に設置

2 サーベイランス（調査・監視）・情報収集

新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国・県等から系統的に収集・分析し、適切な対策を実施するための判断につなげるとともに、国・県が行う対策に協力。

3 情報提供・共有

感染予防の啓発と感染拡大防止の実施のため、多様な媒体を用いて、市民等に対し理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供を行う。

4 予防・まん延防止

- (1) マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいの実施等基本的な感染対策の実践を促す。
- (2) 緊急事態宣言時には、不要不急の外出自粛要請、施設使用制限の要請等、県が実施する措置に協力。

5 予防接種

(1) 特定接種

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員へのワクチン接種を実施。

【参考：特定予防接種の対象者等】

対象となり得る者〔接種の実施主体〕	基本的な接種順
ア. 「医療の提供の業務」（病院、薬局等）又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」（介護施設、医薬品販売、ライフライン、輸送、マスコミ等）を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者のうち、これらの業務に従事する者〔国〕	①医療関係者 ②対策実施に携わる公務員 ③指定公共機関制度等の基準による事業者（介護福祉事業者含む）
イ. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員〔国、県、市〕	④それ以外の事業者

(2) 住民接種

市は、国が定める接種の優先順位等に基づき、市民を対象としたワクチン接種を実施。

【住民接種における対象者区分及び優先順位】

対象者区分	備 考		
①医学的ハイリスク者	基礎疾患を有する者、妊婦		
②小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む		
③成人・若年者	①②④以外の者		
④高齢者	65歳以上の者		
接種順位の考え方	新型インフルエンザ等の特性	重症化しやすい順（仮定）	接種の優先順位
a. 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多い	①>③>②>④	①→③→②→④
	高齢者に重症者が多い	①>④>②>③	①→④→②→③
	小児に重症者が多い	①>②>④>③	①→②→④→③
b. 国の将来を守ることに重点を置いた考え方（小児優先）	成人・若年者に重症者が多い	①>③>④	②→①→③→④
	高齢者に重症者が多い	①>④>③	②→①→④→③
c. 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方	成人・若年者に重症者が多い	③>④	①→②→③→④
	高齢者に重症者が多い	④>③	①→②→④→③

6 医療

(1) 県が実施する「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」や入院措置、健康観察等の感染症法に基づく措置に協力。

(2) 県及び医療機関等と連携し、在宅で療養する患者への支援を行う。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 市民生活及び市民経済の安定への影響を最小限とするため、国・県等と連携し、事前準備を実施。

(2) 緊急事態宣言時には、埋火葬の特例措置や要援護者への生活支援等を実施。また、県が実施する、物資の売り渡し、生活関連物資等の価格の安定等の要請に協力。

発生段階に対応した主要7分野の主な対策		国、県の対応						国、県の対応
		市の対応						市の対応
	発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
分野	対策の考え方	県等との連携による事前準備	発生状況等の情報収集 病原体の侵入時期を極力遅らせる	県内発生に備えた体制整備	流行のピークを遅らせるための感 染拡大防止対策の実施	感染拡大防止策から被害軽減策へ 変更	第2波に備えた第1波の評価	
	項目ごとの主な対策		国内、県内発生に備えた体制整備		感染拡大に備えた体制整備	ライフライン等の事業活動の継続	医療体制、社会経済活動の回復	
(1) 実施体制	「政府対策本部」「長野県対策本部」の設置		政府対策本部の設置後、直ちに長野県対策本部及び地方本部を設置				対策の縮小	
	市対策本部の設置 庁内連絡会議	実施体制の整備	政府及び長野県対策本部設置後、市対策本部を設置 連絡会議の開催、情報収集・分析				対策本部の廃止 対策の評価、見直し	
(2) サーベ イ ラ ン ス ・ 情 報 収 集	サーベイランス(感染症の発生状況の監視)による情報の収集・分 析	通常のサーベイランス (季節性インフルエンザ等)	県内発生に備えたサーベイランス体制の実施		患者の全数把握 患者の臨床情報把握	入院患者、死亡者の発生動向の調 査、重症化の状況把握 集団発生の把握	集団発生の状況把握	
	国、県による対策への協力	情報の収集	国、県による対策への協力					
(3) 情報提 供・共有	県民等へ理解しやすい内容で、迅速に情報提供する。		海外の発生状況等の情報提供	国内の発生状況等の情報提供	情報提供の強化		情報提供のあり方の見直し	
	県民等からの一般的な問合せへの相談窓口を県庁等に設置 県等と連携し、できる限り迅速に情報提供する。	一般的な広報	相談窓口の設置(県庁、保健所)		相談窓口の充実、強化		問合せの取りまとめ	
(4) 予防・ま ん延防止	市民等からの一般的な問合せへの相談窓口を市役所に設置	相談体制の検討	市民等への情報提供	市民等への相談窓口の設置	迅速な情報提供及び相談窓口の継続		情報提供の継続 相談窓口の縮小	
	市民等へ、感染対策(マスク着用、うがい等)の周知	一般的な広報	市民等への感染対策の普及啓発	市民等への感染対策の勧奨			渡航者等への情報提供、注意喚起 の見直しについて周知	
(5) 予防接種	「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」時の対策				県民等に対する不要不急の外出自粛等の要請、学校や保育所、興行場 等の施設の使用制限、催物開催停止の要請等			
	緊急事態宣言時の対策				緊急事態宣言時の国、県による要請への協力			
(6) 医 療	特定接種(登録事業者や対策に携わる公務員への予防接種)		特定接種の準備	特定接種の準備・実施	特定接種の実施			
	住民接種(原則として、集団接種による住民への予防接種)	接種体制の検討	市町村へ住民接種準備の周知	市町村へ住民接種の要請				
(7) 市民生活 及び市民 経済の安 定の確保	特定接種及び住民接種の実施	接種体制の検討	特定接種の準備 住民接種の準備	特定接種の実施 住民接種の準備・実施		住民接種の実施	第2波に備え住民接種の継続	
	各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置し、相談・情報 提供を実施		「相談センター」の設置	「相談センター」の継続		「相談センター」の中止		
(6) 医 療	「帰国者・接触者外来」を設置し、発生源からの帰国者や国内発生 患者の濃厚接触者等の診療を実施		「外来」の設置	「外来」の継続		「外来」の中止		
	患者数増にともなう医療体制の切り替え (感染症法に基づく指定医療機関等入院措置から一般医療機関 での診療体制への切り替え)	国内発生に備えた医療体制の整備	国内、県内発生に備えた医療体制 の整備	県内発生に備えた医療体制の整備	感染症指定医療機関等への入院措 置の実施	入院措置を中止し、原則として一般 医療機関における診療の開始	通常の医療体制への移行	
(6) 医 療	県民の45%相当量を目標に、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄 し、県備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬を提供	抗インフルエンザ薬の備蓄			診断、治療に資する情報等を医療機 関へ提供	ファックスによる処方箋送付 診療の継続について調整		
	国、県による対策への協力		国、県による対策への協力、医療体制の広報等				抗インフルエンザ薬の備蓄	
(6) 医 療	「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」時の対策				臨時の医療施設の設置 医師、看護師等に対し、医療を行うよう要請		対策の縮小、中止	
	緊急事態宣言時の対策				緊急事態宣言時の国、県による要請への協力			
(7) 市民生活 及び市民 経済の安 定の確保	市民生活への支援	物資の備蓄	一時遺体安置所の確保の準備	消費者としての適切な行動の呼びかけ・公共機関、商工団体等事業者の状況把握			市民の心のケア等の実施	
	「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」時の対策				市内医療機関との連携 国、県による入院措置への協力		在宅療養患者への支援 自宅死亡患者への対応	
(7) 市民生活 及び市民 経済の安 定の確保	緊急事態宣言時の対策				緊急事態宣言時の国、県による要請への協力			
	緊急事態宣言時の対策				物資の売渡し緊急物資の運送、生活関連物資の価格安定の要請等 防犯対策の強化		第2波に備え、指定地方公共機関等 の事業継続支援	
(7) 市民生活 及び市民 経済の安 定の確保	緊急事態宣言時の対策				水道水の安全確保と安定供給 事業者のサービス提供水準の低下について呼びかけ		対策の縮小、中止	
	緊急事態宣言時の対策				要援護者への生活支援 一時遺体安置所の確保、設置 埋火葬の特例措置			